

三原市立本郷保育所・本郷ひまわり保育所
自家用電気工作物保安管理業務仕様書

令和7年2月
三原市
こども保育課

電気工作物及び非常用発電設備保安管理業務仕様書

この仕様書は、発注者及び受注者が相互に協力し、信義を守り、委託業務が安全で誠実に実施され施設の維持管理が円滑に遂行されるための大要を示すものであり、実状に応じて本仕様書に記載のない事項及び定めのない事項についても、法令その他の慣習に従うほか、両者が協議して決定するものとする。

委託業務名

三原市立本郷保育所・本郷ひまわり保育所自家用電気工作物保安管理業務

1. 対象施設の名称及び所在地、対象工作物の詳細等

- (1) 三原市立本郷保育所 広島県三原市本郷南五丁目8番1号

対象工作物の詳細等

最大電力 78 kW

設備容量 105 kVA 【絶縁監視装置付き】

受電電圧 6,600V

- (2) 三原市立本郷ひまわり保育所 広島県三原市下北方一丁目8番1号

対象工作物の詳細等

最大電力 150 kW

設備容量 225 kVA 【絶縁監視装置付き】

受電電圧 6,600V

非常用自家発電機 定格出力37.6 kW 定格電圧220V

ニシハツ(株)製 PX2-47YSR (BB)

2. 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

3. 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4. 三原市立本郷ひまわり保育所においては、非常用自家発電機について、常時円滑良好な状態を保持するための整備点検を行うものとする。

5. 各施設について、次のとおり点検を行い、その都度施設管理者の確認を経て結果報告書を作成し、点検状況の分かる写真等を添付して設置者へ提出する。ただし、実施日については発注者と協議の上、行う。

- (1) 三原市立本郷保育所

隔月の月次点検及び年1回以上の年次点検、また、工事期間中にあっては、毎週1回以上の点検。

- (2) 三原市立本郷ひまわり保育所

隔月の月次点検及び年1回以上の年次点検、また、工事期間中にあっては、毎週1回以上の点検。

6. この業務は、経済産業省令による電気設備に関する技術基準その他関係法令及び電気事業法施行規則第52条第2項の規定に定めるところにより行う。

7. 本契約において、受注者自らが行う本業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更（改造・修理・取替え及び廃止等をいう。以下同じ）の工事を行う場合における工事計画に対する保安上の審査、工事期間中の点検及びこれらに伴う保安

上必要な指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における改造・修理・取替え及び廃止等の指示又は助言。

- (2) 電気工作物の設置又は変更の工事が完了した場合における竣工検査の実施並びに必要な指示又は助言。
- (3) 設備が運転中に行う電気工作物の点検、測定、試験の定期的実施（以下「月次点検」という。）並びにその結果に対する必要な指導及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における改造・修理・取替え及び廃止等の指示又は助言。
- (4) 月次点検を行う前に発注者及び施設の職員が行った日常巡視等で電気工作物に異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった電気工作物の点検の実施並びにその結果に対する指示又は助言。
- (5) 主として停電により設備を停止状態にして電気工作物の点検、測定、試験の定期的実施（以下「年次点検」という。）並びにその結果に対する指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における改造・修理・取替え及び廃止等の指示又は助言。
- (6) 電気事故・故障の発生や発生のおそれがあるとの連絡を受けた場合における現状の確認、応急措置の指導、指示及び必要に応じて臨時点検の実施並びに事故原因の調査及び再発防止のための措置についての指示又は助言。
- (7) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部長への届出または電気関係報告規則に基づく事故報告等を行う場合における報告書類の作成及び手続きに対する指示又は助言。
- (8) 法令に基づいて官庁が実施する検査及び審査への立会。
- (9) その他保安規程に定められている事項。

8. 前項の電気工作物の対象設備、点検、測定及び試験に関する細目及び具体的基準は、別表 1 によるものとする。

ただし、別表 2 に掲げる電気工作物については、受注者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受注者により確認されている場合にあっては、受注者自らが行う点検から除外することができるものとする。

9. 絶縁監視装置については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は 50 ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して 5 分以上受信した場合、又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）には、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。なお、警報発生時の受信の記録は 3 年間保存するものとする。

10. 本業務を実施する者の確認等は次のとおりとする。

- (1) 本契約に際して、発注者は受注者と面接を行い、本人であることを確認するものとする。
- (2) 発注者及び施設の職員は、対象施設において点検等を行う者が、本契約書に明記された受注者であることの確認するものとする。
- (3) 受注者は、施設において点検等を行う際には、身分を示す証明書により本人であることを発注者及び施設の職員に対して明らかにするものとする。
- (4) 受注者は、施設における点検が終了したときには、その結果を発注者に報告するものとし、発注者は、その記録を確認し、保存するものとする。

11. 本業務における相互の義務は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、受注者が行う本業務の実施にあたり受注者が指示した事項又は、受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また、受注者の助言もしくは指導があった事項については、その意見を尊重するものとする。

(2) 受注者は、本業務の実施にあたり発注者と協議決定した事項については、誠意をもって履行するものとする。

1 2. 本業務において、次に掲げる場合は、発注者と受注者相互で協議するものとする。この場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 保安規程を変更しようとするとき。
- (2) 電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出するとき。
- (3) 電気工作物の設置または変更の工事を計画するとき、工事を実施するとき並びに工事が完了し、竣工検査を行うとき。
- (4) 電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定めるとき。
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行うとき。
- (6) その他保安上必要と認められるとき。

1 3. 電気工作物の工事・保安・管理について必要な事項を受注者へ連絡する者（以下「連絡責任者」という。）は、施設長である三原市立本郷保育所長及び本郷ひまわり保育所長とし、受注者は、連絡責任者との連絡が的確に行えるよう必要な措置を講じておくものとする。

1 4. 電気事故その他異常が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、発注者は直ちに受注者に通報するものとし、また、次に掲げる場合も、発注者は、速やかにこれを受注者に通知するものとする。

- (1) 1項の事項を変更するとき。
- (2) 契約に基づく権利義務の承継が行われるとき。
- (3) 設置者の名称もしくは代表者に変更があったとき。
- (4) 電気の保安に関する組織を変更するとき。
- (5) 連絡責任者を指名し、又は変更したとき。
- (6) 所管官庁が電気関係法令に基づいて検査または審査を行うとき。
- (7) 電気工作物に関して所管官庁又は電力会社から通知があったとき。

1 5. 発注者は、受注者が実施した本業務の結果の記録等については3年、竣工検査の記録については5年、施設に保存するものとし、受注者は、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に関する発注者の記録の状況並びに書類及び図面の保存についての指示又は助言をすることができる。

1 6. 工作物の新設・増設・改修等を行うときは、受注者は、必要な諸官庁及び電力会社その他への手続きを行う。

1 7. 工作物に事故が生じたときは、遅滞なく発注者に報告し、復旧のための応急措置等行うこととする。

1 8. 本業務の履行にあたり、受注者は必要な諸申請、手続き等を行う。

1 9. 本業務の履行にあたり、必要な諸申請手数料等は、受注者の負担とする。

2 0. 発注者は受注者が中国四国産業保安監督部長の承認を得られなかった場合、又は本契約に違反した場合は、この契約を一方的に解除できるものとする。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

1. 電気工作物の点検、測定及び試験の基準

電気工作物の維持及び運用のために行う点検、測定及び試験は、原則として保安規程に基づき実施するものとする。

2. 点検の種類及び周期

(注) 年次点検には、月次点検を含む。

点検の種類	点検の周期
月次点検	隔月1回以上
年次点検	年1回以上
臨時点検	必要の都度

3. 月次・年次点検

保安規程 別表 2 (点検業務実施要領) 及び別表 3 (点検基準 1/2・2/2) によるものとする。

4. 臨時点検

電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれのある場合等に行う臨時点検は、次によるものとする。

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

(ア) 高圧機材が損壊し、短絡電流などにより受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物。

(イ) 受電用遮断器 (電力ヒューズを含む。) が遮断動作をした場合においては、遮断動作の原因となった電気機材。

(ウ) その他の電気機材に異常が発生した場合においては、その電気機材。

(2) 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合には、その都度、点検、測定及び試験を行う。

5. 工事期間中の点検

電気工作物の設置または変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう工事期間中は、3. に掲げる月次点検と同等の外観点検を毎週 1 回行うものとする。

別表2

点検または試験の一部を除外する対象電気設備及び機器

対 象 電 気 設 備 及 び 機 器
1. 建築基準法（第12条第3項）、消防法（第17条の3の3）、労働安全衛生法（第45条第2項）により、点検の実施に特定の資格を要する機器
2. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を必要とする機器（医療機器、オートメーション化された工作物機械等）
3. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉防爆機器等）
4. 立入に危険を伴う場所に設置される機器（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
5. 情報管理のため立入が制限されている場所に設置される機器（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
6. 衛生管理のための立入が制限されている場所に設置される機器（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
7. 機密管理のための立入が制限されている場所に設置される機器（独房室等）
8. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所に設置される機器
9. 事業用外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
10. 発電設備のうち、電気設備以外である自家用電気工作物